

地域主権改革一括法(第1次、第2次)に係る条例制定について (社会福祉法、老人福祉法、介護保険法関係)

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次、第2次一括法)の施行により、社会福祉施設や医療施設等の設置基準等について、条例で定めることとされました。本県においては、一部独自基準を設けて、8件の新条例を、11月定例会において制定しました。

(概要)

1 介護サービス事業等の基準に関する条例の制定等について

県の基準等を定めるにあたり、各サービスの事業者団体や市町村などとも協議を行い、原則として、現行省令を引き写す型で、条例を制定。

(1) 新たに条例で制定する条例 8件

社会福祉法関連1件、老人福祉法関連2件、介護保険法関連5件
(別記一覧のとおり)

(2) 条例の適用範囲

富山市を除く県内 ※富山市において、別に条例を制定

(3) パブリックコメント

10/31(水)～11/14(水)にパブリックコメントを実施したところ、特に意見はありませんでした。

2 独自基準の設定について

| ポイント | 県独自基準の内容 |
|---|--|
| (1) とやま地域共生型福祉推進特区に関するもの | デイサービス事業所において、緊急・短期間の「基準該当短期入所生活介護(ショートステイ)」を行う場合、静養室等を宿泊用居室として使用することを認める。 |
| (2) 低所得の入所者に配慮して、例外的に特養に多床室を認めるもの | 1の居室の定員は、1人とするが、知事が特に必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができます。 |
| (3) サービスの質及び管理体制の向上を図るために、諸記録の保存期間を延長するもの | 諸記録の保管は、完結の日から5年間保存しなければならない(現行省令は2年間)。 |

別記

| NO | 条例名 | 関係法令 | 担当課 |
|----|---|-------|-------|
| 1 | 富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 社会福祉法 | 高齢福祉課 |
| 2 | 富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 老人福祉法 | 高齢福祉課 |
| 3 | 富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 老人福祉法 | 高齢福祉課 |
| 4 | 富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | 介護保険法 | 高齢福祉課 |
| 5 | 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 | 介護保険法 | 高齢福祉課 |
| 6 | 富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | 介護保険法 | 高齢福祉課 |
| 7 | 富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | 介護保険法 | 高齢福祉課 |
| 8 | 富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 介護保険法 | 高齢福祉課 |